

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

29 November 2021

Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 64

「グローバル・プライベート M&Aガイド（英語）」の お知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務および規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。ストラクチャリング、契約締結、PMI、外国投資規制、独占禁止法、税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止など、取引プロセス全段階について、主要な法的規制の枠組みを包括的に概説しています。クロスボーダーM&Aに関する法律実務は複雑さを増しており、十分な事前準備と情報収集はM&A案件の成功のための必須の条件となっています。

本ガイド（無料）をご希望の方は
[メール](#)にてご連絡ください。



はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 64 となる本号では、世界 136 か国がデジタル課税・最低法人税率に最終合意等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. グローバル

グローバル：世界 136 か国がデジタル課税・最低法人税率に最終合意

2. 欧州

英国：2021 年度秋季予算案

ロシア：私的財団制度の導入

3. 中東

トルコ：義務的公開買付けに関する新規則

「グローバル金融サービス規制ガイド（英語）」発行のお知らせ

本ガイドは、世界の主要な金融センター及び新興市場を含む35の国と地域について、金融サービスに関する法令と規制を網羅的かつ包括的にまとめたものです。急速に変化する金融規制に対応するため、2021年更新版として内容をアップデートいたしました。

各国における金融規制の監督官庁、関連するライセンス、クロスボーダー取引の相手方が所在する場合に注意すべき点等、実務的に問題となると思われる点を簡潔にまとめております。

ペーカーマッケンジーのGlobal Financial Services Regulatoryチームは、世界の主要な金融センターのみならず新興国市場もカバーし、金融コンプライアンス、取引規制及び当局対応まで一貫したサービスを提供しております。

本ガイド（無料）をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



1. グローバル

グローバル

世界 136 か国がデジタル課税・最低法人税率に最終合意

OECD/G20 を中心とする世界 136 か国による包括的枠組み（IF）において、136 か国（以下、「IF 加盟国」）は、2021 年 10 月 8 日付でデジタル課税（第一の柱）と最低法人税率（第二の柱）について最終合意し、「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対処するための 2 つの柱からなる解決策に関する声明」¹を公表した²。本年 7 月に公表された大枠合意の内容を概ね踏襲しており大きな変更はないが、新たに公表された実施に向けた Annex の内容を含め、GloBE のモデル・ルール公表前に改めて第一の柱と第二の柱の最終合意内容について解説する。

第一の柱の全体像

1. Amount A の概要

第一の柱は、平均法³を用いた全世界の連結売上高が 200 億ユーロ超（日本円：約 2 兆 6000 億円）、売上高税引前利益率（PBT/Revenue）10%超の多国籍企業に対して、従来の恒久的施設といった物理的な拠点の有無にかかわらず事業活動を行って利益を稼得している最終市場国に Amount A と呼ばれる一定の利益に対して新たな課税権を配分するものである。Amount A について、本声明ではこれらの業種による限定は盛り込まれず、規制業種である金融サービス（銀行・保険）と資源採掘セクターのみが除外業種となっている。報道機関の発表によれば、直近の業績に基づけば Amount A の対象となるのは全世界で 81 社、日本に本社を置く多国籍企業では 6 社と試算されている。現時点では、売上高・利益率による判定の「基準年度」は未定であるが、新型コロナウイルスの蔓延に伴い直近期では業績が落ち込んでいる企業もあることから導入時にはこの基準に該当する企業数が増加する可能性もある。また、最終合意でも、Amount A の施行から 7 年後の 1 年以内にレビューを行い、Amount A に係る税の安定性（tax certainty）を含め導入に成功すれば、売上高基準を 100 億ユーロ超に引き下げる可能性にも触れている。

2. ネクサス・ルール

新たな課税権の配分対象となる「市場国」としては、域内売上高が 100 万ユーロ（約 1 億 3000 万円）以上の国と地域にネクサスがあるとみなして Amount A を配分することになる。経済規模の小さい小国に配慮し、GDP が 400 億ユーロ以下の小国については、当該国における売上が 25 万ユーロ以上あれば対象とする。このネクサス・ルールは Amount A に係る課税権を有する国の特定にのみ使われる。コンプライアンス費用（少額の売上の把握を含む）は最小限にするとされている。

¹ OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, “[Statement on a Two-Pillar Solution to Address the Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy](#)”, 8 October 2021

² 2021 年 11 月 4 日付でモリタニアが加わり、この時点で署名国は 137 か国となった。

³ 最終合意において『アベレージング・メカニズム』という文言が新たに加えられた。その具体的な計算は明らかにされていないが、Amount A の適用に関して最終親会社が提出する国別報告書（CbCR）の活用が模索されていることからすると、2020 年 3 月の CbCR のレビュー文書で提案された売上高に係る新たな閾値のオプション案（①直近の 2 事業年度連続で閾値を超えた場合、②直近 4 事業年度中の 2 事業年度以上で閾値を超える場合、③直近 4 事業年度中の平均額が閾値を超えた場合）と同様のコンセプトが採用される可能性がある。

「グローバルSPACガイド (英語)」発行のお知らせ

本ガイドでは、複数法域におけるSPACおよびDe-SPACについて適用される規制内容を比較しています。

SPACの制度自体は数年前から存在しているものの、最近の市場環境がSPACによる上場の追い風となっており、さらに、De-SPACを通じたSPACと非上場企業との統合という手法も増加しています。SPACは米国で主に行われてきましたが、近年では欧州やアジア市場でのSPACのIPOや同地域の非上場企業とのDe-SPACを行うことへの関心も高まっています。

SPACのIPO及びDe-SPACのストラクチャリング等については、米国における仕組みが一般的に採用されているにもかかわらず、適用される各国法の規制内容が異なるため、各SPACおよびDe-SPACには慎重な検討が必要となります。本ガイドでは、これらの法域における規制や実務について概説します。

本レポート（無料）をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



3. 配分する利益 (Quantum)

売上高の10%を超える残余利益の25%⁴を市場国に売上高に応じて配分することになる。

4. 収入の源泉地に係るソースルール (Revenue sourcing)

収益は、商品・製品やサービスの使用又は消費された最終市場国に帰属するものとする。この原則の適用を容易にするために特定カテゴリーの取引に係る詳細なソースルールが今後検討される⁵。対象となる多国籍企業は、それぞれ事実及び状況に基づいて信頼性の高い方法を適用しなくてはならないとされている。

5. 課税ベースの決定

基準となる多国籍企業グループの利益の額は、財務会計上の連結収益を参照して、僅かな調整を加えて決定される。損失は繰越が認められる。

6. セグメンテーション

セグメンテーションは、財務会計で開示されているセグメントに基づいて、例外的な状況においてのみ発生する。財務諸表に開示されているセグメントに基づいて、当該セグメントが適用範囲の基準を満たす場合にのみ、例外的に必要とされる。

7. マーケティング・販売活動に係るセーフハーバー

残余利益（売上高の10%を超える利益部分）の一部が既に市場国で課税されている場合、Amount Aとして新たに市場国に配分される残余利益はセーフハーバー（MDSH）により制限される。

セーフハーバーの設計については、包括的範囲を考慮して更なる作業が実施される。

8. 二重課税排除

Amount Aを市場国へ追加的に配分することにより生じる二重課税は、外国税額控除又は国外所得免除のいずれかによって排除される。

9. 税の安定性 (Tax certainty) の確保 (紛争解決メカニズム)

Amount Aの二重課税に係る、義務的・拘束的な紛争予防・解決メカニズムを構築予定（移転価格及び事業所得もこの枠組みの中で解決）である。

ただし、途上国（BEPS 14のピア・レビューの繰延が可能になっている国やMAP紛争がない又は少ない国）に対しては、Amount Aに係る問題について「選択的な」紛争解決メカニズムとすることを考慮する。この選択的な紛争解決メカニズムに関する法域は、定期的に審査される。この仕組みは定期的に見直され、審査で不適格と判断された地域は、その後も不適格となる。

10. 一国主義的措置 (Unilateral measures)

このパッケージは全ての企業に対して、新たな国際課税ルールの適用と全ての各国独自のデジタル・サービス税（DST）等廃止に関して適切な調整を提供する。

⁴ 2021年7月の大枠合意時の声明では、残余利益の20%~30%と幅を持たせていた。

⁵ 最終製品、半製品、役務、ロイヤルティといったカテゴリーに分けて収入源泉地を判定する方法が定められる予定である。これらについては後述の2022年初頭のモデル・ルールで明らかになることが期待される。

「アジア太平洋地域の主要11か国の移転価格ハンドブック2020」 発行のお知らせ

この度、「Asia Pacific Transfer Pricing Handbook 2020」と題するレポート（282頁）を発行しました。本レポートでは、アジア太平洋地域の主要11か国（日本、オーストラリア、中国、香港、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、ベトナム）の(1) 移転価格税制に係る最新の規則の概要、(2) 移転価格算定方法、(3) 移転価格文書化規則、(4) 移転価格調査の手順、(5) 国内救済、(6) 延滞税・加算税・その他罰則、(7) 事前確認制度（APA）、(8) 過小資本税制、(9) BEPSプロジェクトを受けた改正状況、(10) その他の論点・最新動向について解説を行っています。

本レポート（無料）をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



多国間条約（MLC）では、すべての締約国が、すべての企業に対してデジタル・サービス税及びその他の関連する類似の措置をすべて除去し、今後そのような措置を導入しないことが求められる。

新たに制定されたデジタル・サービス税やその他関連する類似の措置は、2021年10月8日以降、2023年12月31日又はMLCの発効のいずれか早い日まで、いかなる企業にも課されない。

既存のデジタル・サービス税及びその他の関連する同様の措置の撤廃の方法は、適切に調整される。IFは、経過措置が迅速に検討されているという一部の加盟国からの報告に留意する。

関連する類似の措置とは何かについての詳細な定義は、MLCとその説明書の採択の一環として最終的に決定される。

11. 施行

Amount Aは、多国間条約（MLC）により実施される。2023年の発効を目指して、必要に応じて各国は国内法を改正する。

IF加盟国は、Amount Aの新しい課税権を導入するために、国内法を改正する必要があるかもしれない。各国のアプローチに一貫性を持たせ、合意されたタイムラインと国内の立法手続に沿った国内の実施を支援するために、IF加盟国はTFDEに、2022年初頭までに、Amount Aを有効にするための国内法のモデル・ルールを作成することを命じた。モデル・ルールは、規則の目的と運用を説明する解説によって補完される。

12. 多国間条約（MLC）

迅速で一貫性のある実施を促進するために、現在租税条約が存在するかどうかにかかわらず、参加するすべての国・地域に多国間の枠組みを導入するためのMLCを策定する。MLCに基づき、Amount Aに関連する問題に関して選択的拘束力のある紛争解決メカニズムが適用される国・地域に適切な手当をした上で、Amount Aの決定及び配分、二重課税の排除に必要な規則に加えて、簡素化された管理プロセス、情報交換プロセス、紛争の予防及び解決のためのプロセスを、全ての国・地域の間で強制的かつ拘束力のある方法で実施されることとなる。MLCは、規則及びプロセスの目的と運用を説明する説明書によって補足される。

MLCの締約国間に租税条約が存在する場合、当該租税条約は引き続き有効であり、Amount A以外の国境を越えた課税について引き続き適用されるが、MLCはAmount Aに関する解決策を有効にするために必要な範囲で既存の租税条約との不整合に対処する。当事者間で有効な租税条約がない場合、MLCはAmount Aのすべての側面の効果的な実施を確保するために必要な関係を構築する。

IF加盟国は、デジタル経済に関するタスクフォース（TFDE）に、Amount Aの特徴（二重課税の排除、マーケティング及び流通利益のセーフハーバーなど）を定義して明確にし、声明にコミットしているすべての国・地域が参加できるように、MLCを策定してその内容について交渉することを委任した。TFDEは、**2022年初頭**までにMLCとその説明文を完成させることを目指し、MLCが速やかに署名できるようにし、2022年半ばまでにハイレベルな署名式を開催できるようにする。署名後、各国は可能な限り早くMLCを批准することが期待され、MLCが2023年に発効できるようにすることを目指すとされている。MLCは条約内で定められる最小必要数の国・地域が批准したときに発効されるとされた。

「アジア税務紛争対応
ハンドブック2020年版（英語）」
発行のお知らせ

本ハンドブックでは、税務上の紛争に関連する主要な手続、メカニズム、論点及び和解又は正式な訴訟による解決方法について概説します。アジアの一部の国においては、納税者が税務当局に対して法的な権利や保護を主張することは不可能であり、現実的ではないという誤解が存在します。納税者に認められた権利を知り、毅然とした態度で臨むことが防御に繋がる、より重要な要素となることが多いのです。

アジア太平洋地域の12の主要国・地域を網羅した本ハンドブックは、複雑化する税務調査、調査、紛争の状況を把握するための効果的な指針となります。

本ガイド（無料）をご希望の方は
[メール](#)にてご連絡ください。



13. Amount B

基礎的なマーケティング及び販売活動（"baseline marketing and distribution activities"）に係る独立企業原則の適用について、特に執行能力が低い国を念頭に、簡素化及び合理化（simplified and streamlined）する方法を検討する。

IFは作業部会6とFTA MAPフォーラムに、2022年末までにAmount Bに関する作業を共同で完成させることを命じた。作業部会6とFTA MAPフォーラムは、2022年末までにAmount Bの最終成果物を発表することを目標に、Amount Bの残りの構成要素を共同で開発する。

第二の柱の全体像

第二の柱は下記の2つから構成される。

① グローバル税源浸食防止ルール（Global anti-Base Erosion Rule、以下、「GloBE」）

GloBEは、更に所得合算ルール（Income Inclusion Rule、以下、「IIR」）と、過少課税支払否認ルール（Undertaxed Payment Rule、以下、「UTPR」）の2つから構成される。IIRが優先的に適用され、UTPRは、IIRが機能しない場合にそれを補完する仕組みとして機能するものである。

- IIRでは、「軽課税国に所在する事業体」の所得について、最低法人税率まで、親会社レベル（多くの場合最終親会社レベル）で課税するものである（トップアップ課税）。
- UTPRは、軽課税国に所在する事業体の所得がIIRの課税対象となっていない（つまり、IIRを課す国に所在する親会社に支配されていない）場合、当該事業体への支払いを損金不算入とする（若しくは同等の調整を行う）ものである。

これらのIIR及びUTPRに適用される最低法人税率は15%となる。なお、後述のSTTRにより課税された税額は、GloBEにおける対象となる税金として考慮される。

GloBEの導入には、各国における税制改正が必要となる。

② 租税条約特典否認ルール（Subject to Tax Rule、以下、「STTR」）

一定の関連者支払が行われる場合について、租税条約の特典の対象となる所得が、受領者の所在する国（居住地国）で最低法人税率⁶以上の課税を受けている場合についてのみ、租税条約の特典を与えるとするものである。つまり、居住地国で最低法人税率以上の課税を受けていない場合について、源泉地国での課税を認めるものである（但し、源泉地国の課税権は、支払に係る源泉税率とSTTRの目的における最低法人税率の差に限定される）。

このSTTRは途上国による第二の柱の合意に不可欠なものであると認識されており、利子・ロイヤルティ・その他の特定の支払いについて、STTRの最低法人税率以下の税率より課税する居住地国は、源泉地国である途上国からの要請があった場合、当該源泉地国との租税条約においてSTTRを導入することとされている。

STTRの導入には、既存の租税条約の改定が必要となる。

⁶ STTR上は9%となった。

「欧州における税務調査・紛争解決ガイドブック（英語）」のお知らせ

COVID-19の蔓延と経済対策のための大規模財政主導を受けて、各国政府の財政赤字はかつてない規模で増大しています。各国政府は新たな税制導入や単純な増税が難しい中で、資本力のある多国籍企業への税務調査を今後より活発に行うことが予想されます。

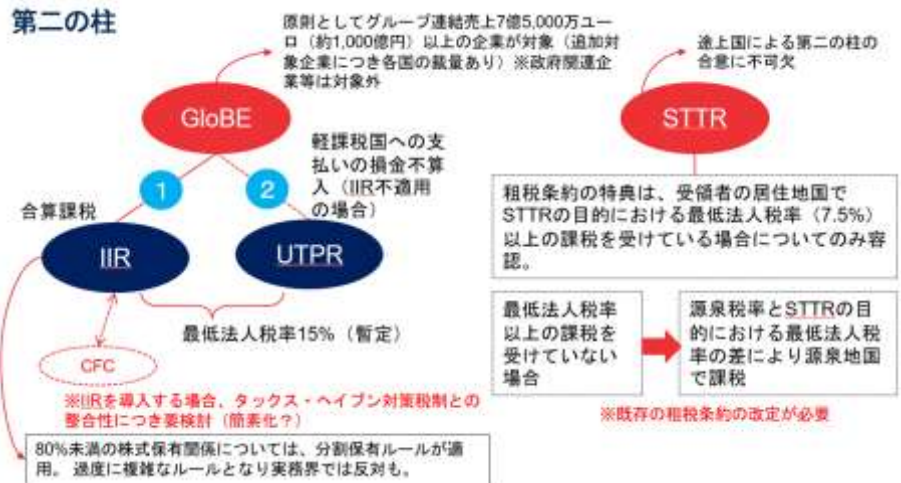
欧州で事業を営む本邦多国籍企業も例外ではなく、今後各国で行われる税務調査に今後どのように対処し、紛争が生じた場合にはどのような国内救済措置が待ち受けているかを把握しておくことは税務コンプライアンスの観点からも不可欠となります。

本ハンドブックでは欧州主要17か国の税務調査プロセス、国内救済措置及び相互協議等について詳述しています。

本ガイド（無料）をご希望の方は [メール](#)にてご連絡ください。



第二の柱の全体像を図示すると以下のようなイメージになる。



1. ルールの位置づけ

GloBEは、「共通アプローチ」として位置付けられており、メンバー国は、GloBEの導入を義務付けられるわけではない。但し、導入する場合はIFのGloBEモデル・ルールを参照し、第二の柱と整合性のある規則を施行することが求められる。また、他のメンバー国によるGloBEの適用（ルールの適用順序、セーフ・ハーバー・ルールを含む）について認めることが求められる。

日本が税制改正により、IIRを導入するとなると、第二の柱との整合性を考える必要があり、既存のいわゆるタックス・ヘイブン対策税制との整合性を考えた場合、それを簡素化するような改正を行わざるを得ないものと考えられる。

2. 対象となる企業

GloBEの対象となる企業は、BEPS行動計画13（CbCR）により定められた基準（グループ連結売上7億5,000万ユーロ（約1,000億円）以上）を満たした企業である。但し、各国はこの基準値を満たさない場合においても、自国に親会社がある多国籍企業に対してIIRを適用することが出来る。

なお、政府関連の事業体、国際機関、NPO、年金基金、投資ファンドが最終親会社である場合、このような事業体に保有されるビークルは、GloBEの対象外とされる。

3. ルールのデザイン

IIRにおけるトップアップ課税に基づく税額は、トップダウン・アプローチ⁷に基づいて各国で課税されることとなる。但し、80%未満の株式保有関係については、分割保有ルール（split-ownership rule）⁸が適用される。

⁷ 最終親会社から順に所有階層の上から、IIRの適用について優先順位が与えられるというもの（多階層でのIIRの適用による二重課税を防止するため）。最終親会社が所在する国がIIRを実施していない場合は、次の所有階層の構成事業体においてIIR課税が行われる。トップダウン・アプローチは、親会社レベルで一括してIIRを計算・納税することを可能としており、実務の簡素化に資するものとされている。

⁸ トップダウン・アプローチの例外規定であり、グループ外株主により20%以上の株式が保有されている子会社（部分被保有中間親会社）がある場合は、当該子会社の所在国のIIR「も」適用される。過度に複雑なルールであり、実務界では反対も多いが、今後実務上、IIR導入国に子会社を有する場合において分割保有ルールの適用を避

「グローバル・パブリックM&Aガイド（英語）」のお知らせ

パブリックM&A（上場企業の買収）は、複数の法域にまたがる事が多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。本ガイドは、国内及びクロスボーダー取引のあらゆる側面における当事務所の比類のない経験に基づき、世界42の法域におけるパブリックM&Aに関連する主要な法的留意点の概要を、タイムラインを含めて説明します。

本ガイド（無料）をご希望の方は [メール](#)にてご連絡ください。



UTPRは、（最終親会社の所在国にある法人を含む）軽課税構成事業体から生じる課税を配分する。GloBEでは、国際的な活動の初期段階にある多国籍企業はUTPRの対象外となる。初期段階とは、国外に最大5,000万ユーロ（約66億円）の有形資産を有し、最終親会社の本国以外で5つの国・地域で事業を行っている多国籍企業と定義された。この除外は、当該多国籍企業が初めてGloBEの適用を受けてから5年間に限定される。GloBEが発効した時点でGloBE自体の適用対象である多国籍企業については、この5年間の期間はUTPR規則が発効した時点から開始される。

4. 実効税率の計算

GloBEによるトップアップ課税の要否は、①国別ベースで、②共通の定義による対象税額、及び、財務会計上の利益を参照して決定した課税ベース（第二の柱の目的に沿って合意された調整及び一時差異の調整を加えたもの）を用いた実効税率テストに基づいて判定される。

5. カーブ・アウト

GloBEには、日本のタックス・ヘイブン対策税制のような経済活動基準を考慮した除外規定が存在しない。能動的な事業を行う実態のある子会社についてまで、GloBEの対象とすることを一定程度防ぐために、GloBEでは、有形固定資産（帳簿価格）及び賃金の5%を、GloBEの課税対象となる所得から除外（カーブ・アウト）することとしている⁹。10年間の移行期間が設けられ、有形固定資産の8%及び賃金の10%から段階的に引き下げられ、最初の5年間は毎年それぞれ0.2%ずつ減少し、最後の5年間は1年毎に有形固定資産で0.4%、賃金は年0.8%減少する。

またGloBEは、デミニマス基準（税引き前利益が多国籍企業の全体利益の一定割合の国をGloBEの対象から除外する規定）が設けられる。つまり、一定レベル以下の利益しか生じない国についてはGloBEの課税対象から除外される。具体的なデミニマス基準の数字については、売上高10百万ユーロ及び利益1百万ユーロとなった。

6. 簡素化措置

政策目的の達成という題目では正当化できないコンプライアンス及び事務コストの低減のため、セーフ・ハーバー・ルール又はその他のメカニズムが導入される予定である。この簡素化措置は、実効税率の計算の対象となる子会社の数を減らすものとされる。

ここでは、CbCRに一定の調整を加えた上で、国毎に法人税額／税引前利益により租税負担割合を算出し、それが合意された税率以上であれば、その国に所在する子会社についてはGloBEの適用を免除するという簡易的な措置¹⁰などが検討されている。

7. 米国のGILTIとの共存

国毎に最低法人税率が適用される第二の柱と、GILTIの共存については、今後の検討課題とされている。

けるためには、親会社による持ち株割合を必ず80%以上にするといった対策が必要となると思われる。

⁹ ここで、有形固定資産と賃金がカーブ・アウトの基準となったのは、GloBEの対象となる企業がその国において恣意的に調整することが容易ではないと考えられたことが理由として挙げられる。

¹⁰ 但し、ここで用いられる税率は、必ずしもGloBEの最低法人税率である15%とは限らず、それより高い税率が検討されている。

「ディストレストM&Aガイド (英語)」のお知らせ

COVID-19感染拡大により、財務的危機に直面した企業が新たなビジネスオーナーや投資家を求める機会が増えています。企業の評価額が低下し、投資家のキャッシュが増える中、そうした企業を対象とするディストレストM&Aの機会は今後も増加していくことが予想されます。本ガイドでは、ディストレストM&Aについて、リスク許容度を持つ投資家にとっての機会、COVID-19の回復環境にある投資家が直面するであろう課題、洗練された買い手が各種課題をどのように対処しているか、といったテーマについてまとめています。

本ガイド（無料）をご希望の方は
[メール](#)にてご連絡ください。



8. Annexにおける方針

2021年11月末までにGloBEの適用範囲を確定しそのメカニズムを記したモデル・ルールを策定する。モデル・ルールには、①法域ごとにETRを決定するためのルールや、実体ベースのカーブ・アウトの計算方法などの関連事項、②多国籍企業の申告義務や、セーフハーバーの利用に関する管理規定、③経過措置も含まれる。モデル・ルールは、GloBEの目的と運用に係る解説を含み、特定の状況下におけるスイッチ・オーバー・ルールの必要性についてもそれに含まれる。

2021年11月末までに、STTRを有効にするためのモデル・ルールを作成する。モデル条約は、STTRの目的と運用を説明する解説を含む。STTRの実施を支援するためのプロセスも早期に合意される。関連する二国間条約におけるSTTRの迅速かつ一貫した実施を促進するため、2022年半ばまでにIFは多国間協定（MLI）を作成する。

また、遅くとも2022年末までには、GloBEの協調的な実施を促進する実施フレームワークを策定する。この実施フレームワークには、多国籍企業による法令順守及び税務当局による執行を容易にするため、合意された管理手続（詳細な申告義務、多国間レビュープロセスなど）とセーフハーバーが含まれることとなる。実施フレームワークに関する作業の一環として、IF加盟国は、GloBEと一貫した実施を更に確実にするために、多国間条約を締結することによるメリット、その内容を検討する。

小括

物理的拠点、いわゆる恒久的施設の存在を、企業の事業所得の課税根拠とするのは、1920年代以来の国際課税の原則であったが、これが約100年ぶりにデジタル経済に合わせて進化するという意味でこの最終合意は歴史的なものである。一方で、いわば定式配分となるこのAmount Aや比較対象取引を用いないAmount Bの概念は、既存の移転価格税制に基づく独立企業原則の適用との関係がどのように今後整理されるのかが注目される。また、今回の売上高と税引前利益率に基づく定量的基準に該当しない多国籍企業に対しても、各国の税務当局がAmount Aと同等の残余利益を既存の移転価格税制の枠組みで最終市場国に配分することを求めることやAmount Bと同等の一定の利益率を再販売会社に常に求めることが生じないかというも危惧されることから、定量的基準に該当しない企業も含め今後明らかになる国内法のモデル・ルールやMLCの内容に関して引き続き注視していく必要がある。

第二の柱に係るルールの導入に当たり、声明では早期に詳細な実施計画につき合意をし、2023年の施行を目指すという意欲的な目標を掲げている。しかしながら、第二の柱の適用に当たっては、各国での税制改正、多国間協定への署名といったハードルが存在し、国ごとの適用タイミングにかなりのばらつきが生じることが見込まれる¹¹。実施計画における経過措置は、IIRの導入が遅れた場合に、IIRの不存在を理由に多国籍企業子会社にUTPRを課すことを避けるための措置となることが期待されているが、各国の動向によっては、適用関係が非常に複雑となることも懸念される。

GloBEの対象となる企業は、原則としてグループ連結売上7億5,000万ユーロ（約1,000億円）以上の大企業とされているが、既存のタックス・ヘイブン対策税制との整合性を取る観点から、その対象範囲がそれより広がる可能性も否定はできない。一定の軽課税国に子会社を有する日系の多国籍企業については、その規模に関わらず、今後の動向について注視していく必要があると思われる。

¹¹ 日本においても、令和4年税制改正での導入は時期尚早であり、経過措置の検討が必要という意見がある（経済産業省 デジタル経済化における国際課税研究会資料より https://www.meti.go.jp/shingikai/external_economy/international_taxation/）。

2. 欧州

英国

2021 年度秋季予算案

英国では、秋季予算案が発表され、様々な税制上の措置が盛り込まれた。その中には、投資家をイギリスに呼び込む目的のものもあれば、租税回避に対抗するための新たな措置が含まれている。

さらに、OECD/G20 の動きを受けて、今後数か月の間に変化が訪れることが予想される。

本稿では中でも特に重要と思われる税制上の措置について紹介する¹²。

秋季予算案

1. 企業の Re-domiciliation¹³

現在、外国企業はその（税務上の）居住地を英国に移すことはできない。しかし、英国政府は、ビジネスの拠点や投資先としての英国の魅力や利便性を高める目的のために、Re-domiciliation の利用を認める必要があると表明している。会社の登録履歴、経営構造、資産（知的財産権を含む）、財産権、契約、そして規制当局による承認といったものをそのまま引き継ぎ、英国において、法人の同一性を保ったまま事業を継続できるようにするプロセスが提案されている。当該コンサルテーションは予算編成日から 2022 年 1 月 7 日まで実施される予定である。

2. クロスボーダー・グループリリーフ制度の廃止

現行法令下では、英国企業は、欧州経済地域（EEA）域内の海外子会社で生じた損失の他国における利用可能性がない場合には、グループリリーフを申請することが可能だった。これは、英国の恒久的施設（PE）を通じて英国で事業を行っている EEA 域内居住企業についても広く適用されていた。

しかし、英国が EU から離脱したことを受けて、政府は、EEA 域内居住企業が適用していたグループリリーフ制度を廃止し、従前英国及び EEA 域外の企業に適用されてきた規則に合わせることを提案している。2021 年 10 月 27 日以降に終了する事業年度から本改正が反映される。

3. 繰越欠損金

IFRS 16 号におけるリースの会計処理によれば、財政難にある企業は、リースの費用がその企業が得る利益を上回り負担になった場合にリースの条項を再交渉することで生まれる利益を認識するものとされている。このような利益に対しては（所得の 50% を上限とする）繰越欠損金の利用制限を受けないものとされた。今回の改正案は、2019 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度に遡及的に適用できるとされている。

4. ハイブリッド・エンティティ — 米国の LLC の扱い

ハイブリッド・エンティティに関する法令は、ハイブリッド・エンティティへの支払いから生じるミスマッチは、①ハイブリッド・エンティティが、ゼ

¹² より詳細な内容については、[ベーカー・マッケンジーロンドンオフィスニュースレター](#)を参照。

¹³ 法人の本店所在地（及び税務上の居住地）の移転のこと。

ロよりも高い税率で課税される地域に居住していないこと、②所得が発生する地域に恒久的施設を有していないこと、又は③英国や外国のタックス・ヘイブン税制から逃れられるようなハイブリッド性が原因であるという考えのもとに設計されている。2021年7月20日に、当該法令の一部を変更する措置が公表され、海外から支払いを受けるハイブリッド・エンティティがその所在する法域で Transparent であるとみなされる（例：Transparent であることを選択した米国 LLC）場合にも適用されることになった。この措置は、2017年1月1日より遡及的に適用される。

5. 世界的な税制改革

今回の予算案では、OECD/G20 主導の世界的な税制改革のための「二本の柱」(Two-Pillar Plan) について英国の具体的な計画は明記されておらず、草案やコンサルテーションの時期は予測できない。最近の発表によると、米国、英国及び欧州数カ国は、第一の柱の実施まで、デジタル・サービス税を維持することに合意したが、米国企業については、新たな第一の柱の課税権により発生する税金から、その合間の期間中（2022年1月1日から、第一の柱の実施日若しくは2023年12月31日のいずれかの早い日まで）に生じたデジタル・サービス税を控除されることになったとのことである。その見返りとして、米国は報復的な貿易制裁を行わないことに合意したとのことである。

[最初のページに戻る](#)

ロシア

私的財団制度の導入

2022年3月1日以降、ロシアの企業家は、少なくとも1億ルーブル以上の事業及び個人資産を、ロシア法に基づき設立する新しい私的財団に移転することができるようになる。

ロシアの企業家は、従前、相続対策や事業保全の目的のために、リヒテンシュタインにおける私的財団や大陸法やコモンロー国における類似の柔軟性の高い制度を活用してきた。また、さまざまな国際信託（例えば、キプロス、ジャージー、ケイマン諸島、その他コモンロー国）、生命保険その他の仕組みも活用してきた。

これらはいずれも確立され、信頼できる選択肢ではあるものの、複雑な法的構成、高いコストや言語の壁のために、これらの利用を躊躇するロシアの企業家も多くいた。また、これらの手段は、ロシアの事業組織のような日常的な管理を必要とする、純粋なロシア国内資産について、常にうまく機能するとは限らない。

ロシアでは2018年に、相続財団の制度が導入されたが、これは遺言信託と同様、設立者の死後にのみ設立されるものであり、またその新規性のため、ロシア国内ではまだ活用されていない状況である。

ロシアにおける企業家の多くが50代から70代にさしかかり、プロ経営者による事業管理への移行や、外国法に頼ることなく企業家一族の利益を守るため、柔軟な国内法における代替手段が求められている。2022年3月1日から新たに導入される私的財団制度は、創設者の存命中に、事業組織の株式や持分を含む資産を財団に移転することができる手段を提供するものとなる。

私的財団の特徴

少なくとも1億ルーブル以上のロシア国内及び外国資産を財団に移転することができる。移転する資産には、現金、投資ポートフォリオ、不動産、事業資

産（事業組織の株式及び持分）並びにその他の財産権が含まれる。但し、財団の組成に際しては、ロシア居住者間の外国為替取引の制限を遵守する必要がある。例えば、通貨管理上のロシア居住者であるロシアの私的財団は、ロシア居住者である創設者から外国株式や類似の資産を拠出として受け入れることはできない。

財団に譲渡された財産権は、創設者の遺産財団には含まれず、また、婚姻関係財産にも含まれず、離婚の際には財産分与の対象とならない。創設者は、財団の設立後3年間（債権者が期間内に債権の申出をしないことにつき正当な理由がある場合等の例外的な場合は、5年間）、創設者と財団は相互に金融債務について副次的な責任を負う。但し、財団は受益者の債務について責任を負わず、また受益者は財団の債務について責任を負わない。

財団の資産の使用に関する報告書を公表する義務はない。財団の管理条件その他の内部文書に関する情報は、秘密とされ、わずかな例外を除き（私的財団の詳細は、創設者の債権者及びロシア州当局に開示される）、いかなる第三者にも開示されない。ロシア当局は、受益者の氏名と受益者への支払いについて把握することになる。

私的財団の管理

財団の管理については最大限の柔軟性が確保されている。法は、免許等その他の管理者の要件を定めておらず、財団は、創設者自身や受益者を除き、創設者の顧問弁護士や法人等の広範な者によって管理することができる。私的財団の管理のために、ロシア又は海外に私的な信託会社に相当する会社を設立されることも考えられる。

創設者は、財団の最高評議員会及び理事会に参加することが可能である。その場合、財団の設立文書において創設者が特定した一定の取引について、創設者の同意を要するものと定めることができる。また、創設者は、終身にわたり、私的財団の設立文書、条件その他の内部文書を変更することが可能である。さらに、信託におけるプロテクターに似た、監督機関を設けることも可能である。

財団の受益者は、創設者の家族又は別の個人のグループであってもよいが、事業組織は受益者となれない。受益者は、創設者が定めた条件が成就した際に、定期的に又は1回の分配を受ける。受益者は、私的財団に移管された事業の経営に参加することはできない。受益者は、設立文書に定める場合には、私的財団の活動に関する情報を要求する権利及び財団の監査を要求する権利を有する。財団は、義務的な州監査の対象とはなっていない。また、創設者が受益者となり、設立した基金から生涯にわたって定期的な支払いを受けることもできる。

私的財団への課税

新しい私的財団について、特別な税制又は外国為替管理上のメリットは導入されていない。したがって、ロシア法に基づく非事業組織である私的財団は、ロシアの20%の法人所得税（投資所得を含む）、付加価値税、不動産税その他の課税の対象となる、完全に課税される事業体であり、また、その外国資産についてはCFC課税の対象となる。また、適格配当に関する0%の資本参加免税など、通常の税制上の優遇措置を享受することができる。しかし、外国法信託が利用可能な資本分配に関する特別な免除規定は、現在のところ定められていない。

財団は、個人所得税に関しては、源泉徴収義務者となる。受益者への支払いには、居住者の場合は13%又は15%、非居住者の場合は30%の税率で個人所得税が課せられる。受益者は、財団からの支払いに対して、自ら税務申告や税金の支払いを行う必要はない。

今後の見通し

新しい私的財団の活用により、ロシア事業の継続性及びプロ経営者による管理を確保することができる可能性がある。また、相続争いを防ぎ、創設者一族のための長期的な財政支援を確保することも可能であろう。ロシアの企業家に広く活用されるためには、私的財団に適用される法律・税制上の短所の是正及び資産保護に関するロシアの法律と信頼できる裁判所実務の実績の蓄積が期待される。

[最初のページに戻る](#)

3. 中東

トルコ

義務的公開買付けに関する新規則

公開買付規則 No.II-26.1 を改訂する資本市場評議会の規則 No.II-26.1c（以下、「新規則」）が官報 No.31630 に公表され、2021 年 10 月 16 日付で発効した。

新規則における最も重要な変更は、義務的公開買付けの情報フォームから生じる責任、義務的公開買付けの対象となる株主の決定、公開買付価格、義務的公開買付けに適用される例外規定及び免除規定に関するものである。資本市場評議会は、新規則により、公開買付手続に関する一定の事項を明確化するとともに、公開買付け義務に対する新たな例外と免除を定めて、投資家に一定の柔軟性を与えたものといえる。

義務的公開買付けの情報フォームから生じる責任

新規則では、義務的公開買付けにおける情報フォームに署名をした投資会社も、情報フォームに記載された情報に関して責任を負う者となる。従って、今後、公開買付者、投資会社及び投資会社の署名者が、提供された情報に関して責任を負うこととなる。

義務的公開買付けの対象

新規則では、経営支配権の取得が一般に開示された日時点の株主である者のみが、義務的公開買付けの対象となる。

証券市場に株式を上場している企業については、義務的公開買付けの対象となる株主のリストと、買付け対象となりうる株式の情報は、義務的公開買付けの開始の前営業日にトルコ中央証券預託機関から投資会社に提供される。

公開買付け義務の新たな例外規定

新規則では、義務的公開買付けについて、以下のような場合を新たな例外として定めている。

- 増資に参加し、公開会社の議決権の 50%以下を取得した株主で、公開会社の支配権を既存の支配株主と共有する株主（但し、既存支配株主と同等以下の支配権を有する場合で、かつ初めて書面による合意によって支配権を共有する場合）
- 経営支配権の変更により、スクイーズ・アウト及び売却権が生じる場合
- 証券市場に株式を上場している公開会社の場合で、既存株主が株主割当増資に参加して新株を取得することに伴う経営支配権の変更（この例外は従来、資本市場評議会が免除するものと考えられていた）

- 特定の株主の議決権の停止、株式償還による資本の減少、株式に付与された権利の変更、又は発行体による自社株買いなどの第三者の行為の結果、意図せず生じた経営支配権の変更

また、新規則では、いずれかの例外が適用される態様で会社の経営支配権を取得した者は、経営支配権の取得後2営業日以内に公表することが義務付けられる。

義務的公開買付けの新たな免除規定

新規則では、経営支配権の変更を生じる株式の取得が、相続、婚姻関係財産の分与又は法的義務による場合、資本市場評議会は、取得者が公開買付けを行う義務を免除することができる。

義務的公開買付価格

新規則では、資本市場評議会が、①トルコ経済又は関連業界、及び②公開買付価格に適用される期間調整平均価格を計算するための基礎として使用される期間の取引に、影響を及ぼす特別な状況があることを決議した場合、資本市場評議会の決定により指定された期間は、義務的公開買付価格の計算には考慮されない。期間調整平均価格の算定に際しては、指定された期間よりも前の期間を参照することとなる。

利息及び参照金利

新規則では、公開買付けの開始の遅延について、買付者の過失がない場合には、公開買付価格に利息は生じない。

また、資本市場評議会はトルコリラに適用される参照金利を TRLIBOR から TLREF (Turkish Lira Overnight Reference Rate) に置き換えた。また、新規則では、参照金利が廃止された場合には、資本市場評議会が適切と判断した金利が使用されるとする。

[最初のページに戻る](#)